

鹿児島県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

(目的)

第1条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会（以下「指定講習会」という。）の指定及び同号の規定による指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日厚生労働省老健局振興課長通知老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(指定の要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、指定講習会として指定することができるものとする。

(1) 講習実施者に関する要件は、次のとおりとする。

ア 原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、適正な研修事業の実施に支障がないと認められること。

イ 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

(ア) 修了者名簿の作成及び知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の知事への届出

(ウ) 知事が、指定講習会の事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと

ウ 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

エ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

オ 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

(2) 事業内容に関する要件は、次のとおりとする。

ア 講習が、年に1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。

イ 別紙1に定める講習課程については、概ね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

ウ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 別紙2の要件を満たす適切な人材が確保されていること

(イ) 1の講習について3名以上の講師で担当すること

(ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生が50名を超えない程度の割合で担当すること

(エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の

確保や予備日の設定等の準備ができること

エ 全科目の修了時に、別紙3に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価（以下「修了評価」）すること。

なお、修了評価の実施方法については、筆記の方法により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。

また、「到達目標」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。

オ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講時期
- (コ) 受講手続き及び本人確認方法
- (サ) 受講料（補講料を含む。）等受講に際し必要な費用の額

カ 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者については講習を公開し、見学等を実施すること。）。

キ 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

- (ア) 政令第4条第1項に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること
- (イ) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること
- (ウ) その他、講習会の内容に関する重要事項

ク 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

(3) 上記(1)及び(2)の要件を満たしている場合においても、申請者が次のア～サのいずれかに該当するときは、指定しない。

ア 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、政令第3条第1項第2号に定める介護員養成研修事業者としての指定取消し等の処分を受けた者であるとき。

イ 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第2号から第5号に掲げる研修を実施する事業者として指定の取

消し等の処分を受けた者であるとき。

ウ 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護保険サービス事業者としての指定又は許可を取り消された者であるとき。

エ 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。

オ 上記ア～エの取消し等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。

カ 申請者が、法又は政令第35条の2に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

キ 申請者の代表者が、上記ア～カまでのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。

ク 申請者の代表者が、上記カに該当する者であるとき又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ケ 申請者又は申請者の代表者が、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

コ 申請者又は申請者の役員等が、次のいずれかに該当する者であるとき

（ア） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と認められる者であるとき。

（イ） 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者であるとき。

（ウ） 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

（エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者と認められるとき。

（オ） 暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者と認められるとき。

（カ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められるとき。

（キ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、不当な行為をするために、これらを利用している者と認められるとき。

サ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

(指定申請手続等)

第3条 講習会の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する3月前までに、次に掲げる事項について「福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書(別記第1号様式)」及びその添付書類を提出すること。

- (1) 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先
- (2) 講習会の名称及び課程
- (3) 事業所の名称及び所在地
- (4) 運営規程
- (5) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (6) 収支予算及び向こう2年間の財政計画書
- (7) 申請者の定款、寄付行為又はその他の規約及び登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
- (8) 年間事業計画表及び各講習の時間割表
- (9) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書(講師本人の署名のあるものに限る。)
- (10) 事業所(講習を行う教室)の平面図及び設置者の氏名(法人にあっては、名称)並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- (11) 申請者の前年度の決算書
- (12) 申請者の概要及び資産状況
- (13) 受講料等の設定方法及び改定方法
- (14) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- (15) 誓約書
- (16) 修了評価筆記試験問題及び解答
- (17) 修了証明書様式

(変更の届出)

第4条 指定講習会を実施する者は、申請者又は講習内容に関する事項について変更する場合には、「福祉用具専門相談員指定講習会変更届出書(第2号様式)」に関係書類を添付し、10日以内に提出することとする。

- (1) 申請者に関する事項について変更があった場合には、前条第1号については、法人登記簿の履歴事項全部証明書、前条第7号については、変更後の定款等を添付すること。
- (2) 講習の内容について変更する場合には、変更後の講習課程(カリキュラム)のほか関係書類を添付すること。

(廃止、休止又は再開の届出)

第5条 指定講習会を実施する者は、事業を廃止、休止又は再開したときには、「福祉用具専門相談員指定講習会(廃止・休止・再開)届出書(第3号様式)」を10日以内に提出することとする。

2 指定講習会を実施する者は、研修事業を廃止する場合は、前項の届出により修了者台

帳の引継ぎ先を届け出なければならない。

- 3 知事は、指定講習会を実施する者が、連続する2ヵ年度にわたって講習を実施しなかった場合又は第6条に規定する事業計画書を届け出なかった場合には、第1項に定める廃止の届出があったものとみなすことができる。
- 4 指定講習会を実施する者は、事業を廃止した場合においても、修了者からの問い合わせ等に対し、適切に対応しなければならない。

(事業計画の提出)

第6条 指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1月前までに、「福祉用具専門相談員指定講習会事業計画書(第4号様式)」に関係書類を添付して提出することとする。

(事業実績報告書及び名簿の提出)

第7条 指定講習会を実施する者は、毎事業年度終了後2月以内に、「福祉用具専門相談員指定講習会事業実績報告書(第5号様式)」に、次に掲げる事項を記載した名簿及び関係書類を添付して知事へ提出することとする。

- (1) 福祉用具専門相談員の氏名及び生年月日
- (2) 修了年月日
- (3) 修了証明書の番号

(修了証明書の交付等)

第8条 指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙4に掲げる修了証明書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

(台帳の管理)

第9条 事業者は、講習修了者について氏名、住所、生年月日、修了年月日及び修了証明書の番号その他必要事項を記載した台帳を管理しなければならない。

- 2 事業者は、台帳の管理にあたって、安全かつ適正な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、台帳を永年保存し、受講者からの修了証明書の再発行の依頼に応じなければならない。
- 4 事業者は、事業を廃止した後においても、前項の義務を負う。

(指定の取消)

第10条 指定講習会を実施する者が、次のいずれかに該当する場合には、知事は指定講習会の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習会を実施する者が、当該指定講習会について、第2条の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定講習会を実施する者が、不正の手段により第2条の指定を受けたとき。
- (3) 指定講習会を実施する者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 指定講習会を実施する者が、第8条の規定に反し、講習会の全課程を修了してい

ない者に対して、修了証書を交付したとき。

(指定等の公表)

第11条 この要綱に基づき、指定講習会の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

(指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程)

第12条 第2条に定める指定講習会と同程度以上の講習と認められる課程については、施行の際現に厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年4月1日より前に開始された講習の取扱いについては、従前の例による。
- 2 改正前の要綱により指定を受けている事業者が、平成27年度以降、改正後の要綱に基づき、指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。

なお、この場合にあって平成27年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回講習開始日の60日前までに、第3条に規定する書類を提出するものとし、第3条(7)、(10)から(12)に規定する書類の提出は要さないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月8日から施行し、改正後の別表1及び別表2の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づく講習で令和8年3月31日までに終了するものの取扱いについては、従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月19日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の要綱に基づく講習で、令和8年3月31日までに終了するものの取扱いについては、なお従前の例によることができる。

(別紙1)

福祉用具専門相談員講習課程

科 目 名	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割 【講義】	1 時間
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 【講義】	1 時間
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み 【講義】	2 時間
(2) 介護サービスにおける視点 【講義】	2 時間
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解 【講義】	6. 5 時間
(2) リハビリテーション 【講義】	2 時間
(3) 高齢者の日常生活の理解 【講義】	2 時間
(4) 介護技術 【講義・演習】	4 時間
(5) 住環境と住宅改修 【講義・演習】	2 時間
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴 【講義・演習】	8 時間
(2) 福祉用具の活用 【講義・演習】	8 時間
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 【講義・演習】	1. 5 時間
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み 【講義】	3 時間
(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用 【講義・演習】	10 時間
合 計	53 時間

(注) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施すること。

(別紙2)

講師要件表

科目	講師の要件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割 (2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 福祉用具専門相談員 ⑥ 公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み (2) 介護サービスにおける視点	① 高齢者保健福祉を担当している行政職員 ② 保健師 ③ 看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 介護支援専門員 ⑨ 大学院等教員 ⑩ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	① 医師 ② 保健師 ③ 看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 精神保健福祉士 ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	① 医師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 大学院等教員 ⑥ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常生活の理解 (4) 介護技術	① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 介護福祉士 ⑥ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(5) 住環境と住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 福祉用具専門相談員 ④ 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑥ 1級・2級建築士 ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴 (2) 福祉用具の活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 福祉用具専門相談員 ⑦ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑧ 介護機器相談指導員 ⑨ 大学院等教員 ⑩ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 福祉用具専門相談員 ④ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑤ 介護機器相談指導員 ⑥ 大学院等教員 ⑦ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると認められる者
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み (2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 福祉用具専門相談員 ⑦ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑧ 大学院等教員 ⑨ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

別紙3

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 福祉用具の種類を概説できる。 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 介護予防 自立支援 介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 <ul style="list-style-type: none"> ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の業務内容 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画書等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等） ○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 <ul style="list-style-type: none"> 指定基準（人員基準・設備基準・運営基準） 介護サービス事業者としての社会的責任（法令遵守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等） 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ 福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等） 自己研鑽の努力義務（必要な知識及び技能の修得、維持及び向上）
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度等の目的と仕組み <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等） 介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）

<p>仕組み (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念を概説できる。 ・地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの種類と内容 <p>※最新の情報を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスのテクノロジーの活用推進の動向（科学的介護情報システム等） ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）の概要 <p>○地域包括ケアの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） ・構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助） ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
<p>介護サービスにおける視点 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つ上で配慮すべき点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。 	<p>○人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ（QOL） ・虐待防止（早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ） ・身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応 <p>○ケアマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現） ・ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング） ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方 ・多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例）
<p>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</p>			
<p>からだところの理解 (6.5時)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的 	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 	<p>○加齢に伴う心身機能の変化の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・フレイルと健康寿命

間)	<p>な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。 ・主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不応等） ・介護保険に定める特定疾病 <p>○認知症の人の理解と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 <p>○感染症と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応
リハビリテーション（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 	<p>○リハビリテーションの基礎知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 <p>○リハビリテーションにおける福祉用具の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。 	<p>○日常生活について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 <p>○基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等） ・日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術（4時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作（ADL）に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 	<p>○日常生活動作（ADL）（※）における基本的な介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

	<p>適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	<p>※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど</p>
<p>住環境と住宅改修 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の住まいの課題を列挙できる。 住環境の整備のポイントを列挙できる。 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の住まい <ul style="list-style-type: none"> 住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> 住環境整備の考え方 基本的な整備のポイント（トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等） ○介護保険制度における住宅改修 <ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
<p>4 個別の福祉用具に関する知識・技術</p>			
<p>福祉用具の特徴 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴
<p>福祉用具の活用 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉用具の選定・適合技術 <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点 ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
<p>福祉用具の安全利用とリスクマネジメント (1.5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法や事故報 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。 福祉用具を安全に利用する上で留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 <ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 ○福祉用具事業者の事故報告義務 <ul style="list-style-type: none"> 事故報告の仕組みと事故報告様式 事故要因分析と再発防止策 ○危険予知とリスクマネジメントの取組

	告の流れを理解する。	示できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具を安全に利用する上での留意点（誤った使用方法，典型的な事故や重大事故） ・様々な福祉用具を組み合わせ活用している等，実際の介護現場に潜む危険の予測
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習			
福祉用具の供給とサービスの仕組み（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給やサービスの流れ，及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。 ・清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。 ・介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。 ・福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の供給やサービスの流れ <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法における福祉用具サービスの内容（貸与・特定福祉用具販売） ・福祉用具の供給（サービス）の流れ ○福祉用具サービス提供時の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示，選定の判断基準，要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応，貸与・販売の選択制対象種目への対応 ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 ・介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等 ○福祉用具の整備方法 <ul style="list-style-type: none"> ・清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒，保守点検等の方法と留意点
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用（10時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 ・福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 ・利用者の心身の状況や生活における希望，生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 ・モニタリングの意義や 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 ・福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 ・福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。 ・利用者の心身の状況や生活における希望，生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し，概説できる。 ・モニタリングの意義や方法を概 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具による支援とPDCAサイクルに基づく手順の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント，利用目標の設定，選定，福祉用具貸与計画等の作成・交付，適合・使用方法の説明，モニタリングと記録の交付 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的（サービス内容の明確化，情報共有，エビデンス，リスクマネジメント） ○福祉用具貸与計画等の記載内容 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報，福祉用具が必要な理由，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由，モニタリング実施時期，その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等） ○福祉用具貸与計画等の活用方法

	<p>方法を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。 ・事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCAサイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。 ・多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。 	<p>説できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。 ・福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。 ・個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実戦に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ <p>○モニタリングの意義と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における確認事項（福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等） <p>○状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等）</p> <p>○事例による総合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。</p> <p>※演習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。</p>
--	---	---	---